

政治資金監査の質の向上について ～登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言～

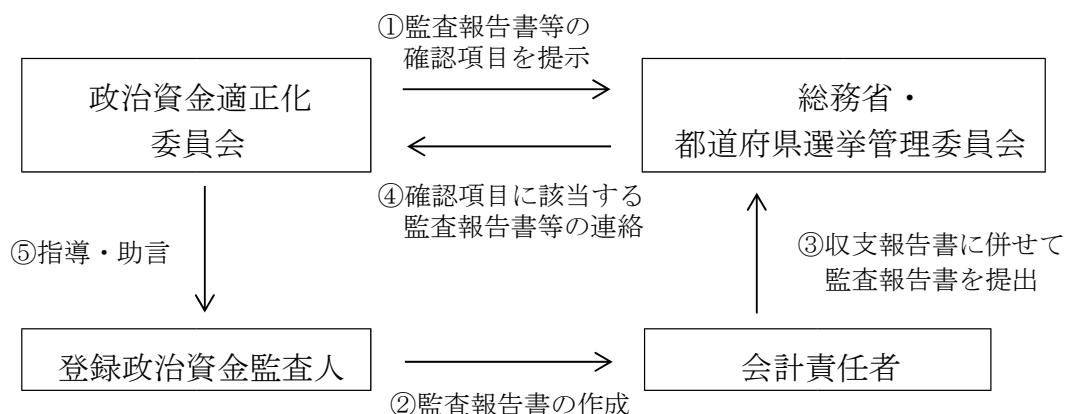
1. 経緯

政治資金適正化委員会（以下「当委員会」という。）では、政治資金監査の質の確保を図るための取組の一つとして、平成26年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査から、政治資金監査報告書や収支報告書の記載状況等に不備のあった登録政治資金監査人に対して指導・助言の取組を実施している。

2. 個別の指導・助言の取組の概要

個別の指導・助言の取組は、都道府県選挙管理委員会及び総務省（以下「都道府県選管等」という。）に対して、収支報告書（定期分）に係る政治資金監査報告書の記載状況等について報告を求め、当該報告に基づいて、関係する登録政治資金監査人に対して直接当委員会から個別に指導・助言を行うもの。

＜登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の枠組み（イメージ）＞



（１）取組の目的

- 政治資金監査報告書の記載状況等の改善につなげる。
- 登録政治資金監査人に対して注意喚起を行うことで、政治資金監査のより適確な実施を図る。
- 将来的に、都道府県選管等における収支報告書等の形式審査業務の効率化につながることも期待。

（２）個別の指導・助言の手法等

- 報告事例1件ごとに委員会で指導・助言の可否を審議・決定。
- 対象となった登録政治資金監査人に対して文書を送付。

(3) 確認項目と報告を求める範囲、個別の指導・助言の対象事項

	都道府県選管等に 報告を求める範囲	指導・助言の対象
確認項目 (該当したら 必ず報告する ことを都道府 県選管等に求 めたもの)	ア 政治資金監査報告書の 基本的な構成に係るもの 形式審査の過程において記載例からの逸脱等の指摘がなされたにもかかわらず補正されなかったもの イ 収支報告書（支出に係 る分に限る。）上に金額の 不整合があるもの 最初の受付時点で該当 するもの	<u>平成26年分から</u> 該当するものは全て対象とした。
確認項目以外 (任意報告)	ウ 個別の指導・助言が必要と都道府県選管等が考 えるもの	<u>平成27年分から</u> 委員会において個別に対応を判断。 【対象とした例】 ・都道府県選管の最初の受付時に収支報告書の金額と領収書等の写し（領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書の写しを含む。以下同じ。）の金額とで不整合があった。 ・都道府県選管の最初の受付時に収支報告書の年月日と領収書等の写しの年月日とで不整合があった。（領収書等の写しの「年」の記載誤り） ・同一の登録政治資金監査人について、2か年連続で同一又は異なる事例の報告があった。 ・同一の登録政治資金監査人について、複数事例の報告があった。 など

(参考) 確認項目

番号	確認項目	
①	ア 政治資金 監査報告書の 基本的な構成 に係るもの	【日付】 政治資金監査報告書の日付に記載されている年が監査対象に係る適切な年でない。
②		【国会議員関係政治団体の名称】 国会議員関係政治団体の名称が収支報告書の様式（その１）と一致していない。
③		【代表者の氏名】 国会議員関係政治団体の代表者の氏名が収支報告書の様式（その１）と一致していない。
④		【登録政治資金監査人の署名】 登録政治資金監査人の署名が自署されていない。
⑤		【登録番号】 登録番号の記入が漏れている。
⑥		【研修修了年月日】 研修修了年月日の記入が漏れている。
⑦		【省令様式】 政治資金監査報告書が、政治資金規正法施行規則別記 12 号様式の 4〔第 29 号様式〕のとおり、「1 監査の概要」、「2 監査の結果」及び「3 業務制限」の 3 項目から構成されていない、又は A 4 の用紙で作成されていない。
⑧		【1 監査の概要】 「1 監査の概要」が（１）～（４）の 4 項目から構成されていない。
⑨		【2 監査の結果】 「2 監査の結果」が（１）～（４）の 4 項目から構成されていない。
⑩	イ 収支報告書（支出に係る分に限る。）上に金額の不整合があるもの	【収支報告書の検算】 収支報告書（支出に係る分に限る。）上に金額の不整合（計算誤り、表間の不突合等）がある。

3. 個別の指導・助言の実施

平成26年分～令和4年分の取組における個別の指導・助言の実施件数

対象事例	政治資金監査報告書に係るもの		収支報告書に係るもの		計 (純計)	
	人数	件数	人数	件数	人数	件数
平成26年分	0人	0件	17人	19件 (0.6%)	17人	19件 (0.6%)
平成27年分	3人	5件 (0.2%)	46人	56件 (2.0%)	48人	60件 (2.2%)
平成28年分	14人	30件 (1.1%)	38人	45件 (1.6%)	46人	71件 (2.6%)
平成29年分	9人	10件 (0.4%)	40人	45件 (1.6%)	46人	52件 (1.9%)
平成30年分	4人	8件 (0.3%)	18人	21件 (0.8%)	21人	28件 (1.1%)
令和元年分	4人	9件 (0.4%)	25人	28件 (1.1%)	26人	34件 (1.4%)
令和2年分	16人	33件 (1.3%)	26人	32件 (1.2%)	37人	60件 (2.3%)
令和3年分	8人	17件 (0.6%)	30人	32件 (1.2%)	35人	46件 (1.7%)
令和4年分	8人	11件 (0.4%)	39人	41件 (1.6%)	44人	51件 (2.0%)

注1 個別の指導・助言の対象とした上記事例の収支報告書は、要旨の公表時には補正されている。

2 比率については、次の算式により算出。

$$\frac{\text{誤りのある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数}}{\left[\begin{array}{l} \text{要旨が公表された国会議員関係政治団体の収支報告書（定期分）の件数} \\ \left[\begin{array}{l} \text{平成26年分：2,969件、平成27年分：2,786件、平成28年分：2,734件、平成29年分：2,797件、平成30年分：2,621件、} \\ \text{令和元年分：2,571件、令和2年分：2,622件、令和3年分：2,731件、令和4年分：2,612件} \end{array} \right] \end{array} \right]}$$

3 「計（純計）」欄は、一人（一団体）で複数の項目について報告があった場合の重複を除外した数値。

- ・平成２６年分については、当委員会から示した「確認項目」に該当するもののみを個別の指導・助言の対象としたが、平成２７年分の取組から、都道府県選管等より任意で報告のあったもの（「確認項目」以外）についても個別の指導・助言の対象とするなど、対象範囲を拡充している。
- ・平成２８年分から令和４年分までの取組において個別の指導・助言の対象となった者に対しては、平成２９年度から令和６年度までにそれぞれ実施したフォローアップ研修（リモート研修含む）への参加を呼びかけた。
- ・令和５年分からは、個別の指導・助言文書が対象となる登録政治資金監査人の手元に確実に届くように、当該監査人のもとに個別の指導・助言文書が到達した後に、当該文書を受領した旨を当委員会に連絡する手続を追加した。